



法令の基礎知識

内容現在 2022（令和4）年4月

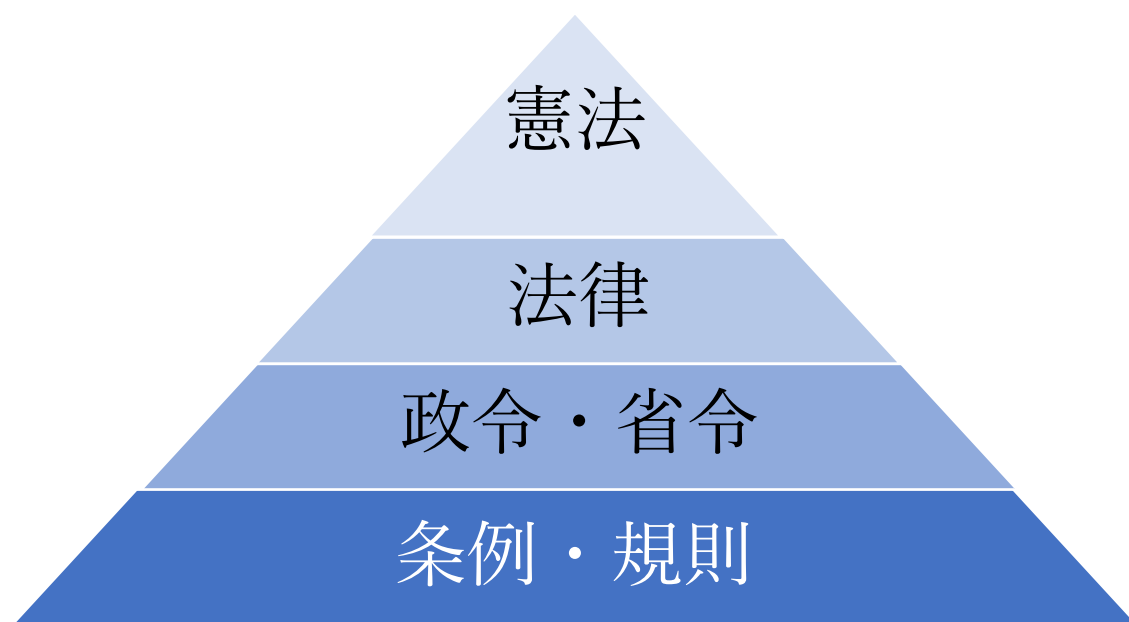


全国教職員互助団体協議会

目 次

1	法令の体系	2
2	法令の構造	3
3	条文の構造	4
4	法令の表現	5
5	教職員互助団体に関する主な関係法令等	6
	【資料】	7～11
	「一般財団法人モデル定款」(法務省)	

1 法令の体系



(1) 憲法（国の最高法規）

「憲法」は、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと（またはやるべきこと）について定めた国の最高法規である。憲法の条規に反する法律や行為の全部又は一部はその効力を有しない（憲法 § 98）。

(2) 法律 国会が制定

「法律」とは、社会秩序を守り、国民の生活をより豊かにするために国民の権利と義務を定めたルール。法律は原則として衆参両院の議決を経て制定される。

(3) 政令・省令 行政機関（内閣及び省庁）が制定

行政機関が制定する規範で、内閣が制定する「政令」や各省大臣が制定する「省令」があり、政令と省令をあわせて「命令」といい、政令（施行令）が上位にあたる。「政令（施行令）」は、憲法・法律を実施するために制定されるルール（憲法 § 73）。「省令（施行規則）」は、各省大臣が担当する行政事務について、法律・命令を施行するため、又は法律・政令の委任に基づいて定めるルール（国家行政組織法 § 12）。

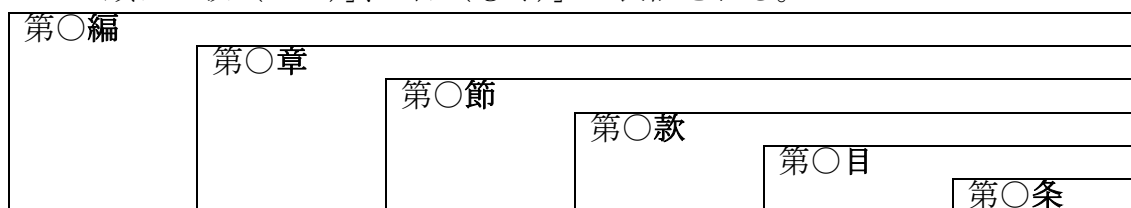
条例・規則 地方自治体の議会と機関が制定

「条例」は、地方公共団体の事務に関し、議会の議決により制定されるルール（地方自治法 § 14）。「規則」は、地方公共団体の長が法令の範囲内で制定するルール（地方自治法 § 15）。

2 法令の構造

・本則

法令の本体の規定を「本則」という。本則は「条」を基本として構成する。条文が多い法令について、条文を論理的な体系に基づいて区分する必要がある場合には、先ず「章（しょう）」で区分し、章の中を細分化する必要がある場合には、章の中に「節（せつ）」を設ける。さらに細分化する必要がある場合にはレベル順に「款（かん）」、「目（もく）」と表記される。



なお、「章」よりさらに上位レベルで区分を設ける際には「編（へん）」が設けられる。編が設けてある法律には民法、刑法、商法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法、地方自治法、所得税法、法人税法などがある。

章などには標題が付され、例えば「第〇章 〇〇」「第〇節 〇〇」のように表記される。

・附則

「附則（ふそく）」とは、本則の諸規定に伴って必要とされる付随的な規定が置かれる部分である。具体的には、施行期日、経過措置、関連法令の改廃などが挙げられる。

元号法

元号は「政令」で定め、
皇位継承があった場合に
限り改める。

3 条文の構造

見出し		(○○○○)
第○条		条文のひと固まり
	第○項	第2項以下に算用数字で表記
		第○条
		2
		一
		二
		三

(1) 見出し

「見出し」とは、条名の前に、その条の内容を簡潔に掲げた字句のことであり、(○○)と括弧で括った形で表記される。この見出しも条文の一部を構成するものである。何条かにわたって共通した事項についての規定が続く場合は、はじめの条文にのみ見出しがつけられることもある。

(2) 条

「条(じょう)」とは、本則を構成する基本単位となるもので、1つの条は原則として「見出し」「条」「項」で構成される。

(3) 項

「項(こう)」は、条の中に必ず1つ以上設けられる要素である。第2項以降は、冒頭に算用数字を記してどこから項が始まるか示す。

(4) 号

「号(ごう)」は、項の条文の中で事物の名称等を列記する必要がある場合に用いられるものである。ひとつの号の中をさらに細分化して列記する必要がある場合には、以下の手順で列記する。

一	イ	(1)
		(2)
	ロ	(1)
		(2)
二	イ	(1)
		(2)
	ロ	(1)
		(2)
三		

4 法令の表現

(1) 「施行」

「施行」とは、公布された法令の効力が現実的に発動し作用することをいう。省令以下の法令の場合は法令の執行機関により公布されるが、「公布の日から起算して〇年を超えない範囲において政令で定める日」といったものなど、公布はされているが施行期日が未執行の法令もある。

(2) 「準用する」

ある事項に関する規定を類似する他の事項を（修正）借用する場合に用いる。そのまま当てはめる場合には「適用する」と表記する。

(3) 「以上」「以下」「超える」「未満」

- ・〇〇以上（以下）は、〇〇を含む
- ・〇〇を超える（未満）は、〇〇を含まない

(4) 「以前」「以後」「前」「後」

- ・〇〇以前（以後）は、〇〇を含む
- ・〇〇前（後）は、〇〇を含まない

(5) 「者」「物」「もの」

- ・「者」は、法律上の人格を有するもの、自然人、法人を指す。
- ・「物」は、形のあるものや物件を指す。
- ・「もの」は、上記以外のものを指す場合に用いる。

(6) 「又は」「若しくは」

- ・「又は」、単純に語句を同じ段階で選択して結びつける場合に用いる。
- ・「若しくは」、大きな接続である「又は」の選択をさらに細分化して結びつける場合に用いる。

(7) 「及び」「並びに」

- ・「及び」は、単純に語句を並列する場合に用いる。
- ・「並びに」は、並列をさらに細分化して結びつける場合に用いる。

5 教職員互助団体に関係する主な関係法令等

(1) 公益法人制度関係

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（略称「法人法」）・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称「認定法」）・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称「整備法」） |
|--|

(2) 地方公務員関係

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・地方自治法・地方公務員法・地方公務員の育児休業等に関する法律・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律・地方公務員等共済組合法・公立学校共済組合定款 |
|---|

(3) 互助団体の事業運営関係

健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律 国民年金法 厚生年金法 介護保険法 保険業法 貸金業法 民法 雇用保険法 労働者災害補償保険法 労働基準法 労働安全衛生法	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律金融商品取引法（略称「出資法」） 不当景品類及び不当表示防止法 著作権法 個人情報保護に関する法律 電子帳簿保存法 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
--	--

(4) 税制関係

租税特別措置法 所得税法 法人税法	消費税法 地方税法 印紙税法
-------------------------	----------------------

(5) 教職員関係

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 教育基本法 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 教育職員免許法

【資料編】

1 一般財団法人モデル定款

一般財団法人〇〇会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を〇県〇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 〇〇に関する調査及び研究
- 2 〇〇に関する広報活動
- 3 〇〇に関する意見の表明

第3章 資産及び会計

(設立者及び財産の拠出)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに拠出をする財産及びその価額は以下のとおりとする。

氏名 住所 財産 価額

〇〇 〇〇 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 金銭 〇〇〇万円

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な第5条の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の特別決議を経るものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇〇日に始まり翌年〇月〇〇日に終わる。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備

え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の事項をいずれも満たす者を理事会において選任する。

一 この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人でないこと。

二 過去に前号に規定する者となつたことがないこと。

三 前2号に規定する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となつた者も含む。）でないこと。

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

一 当該候補者の経歴

二 当該候補者を候補者とした理由

三 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

四 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

一 当該候補者が補欠の評議員である旨

二 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

三 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までその効力を有する。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員に対して、1日当たり〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、日当として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 計算書類等の承認
- 四 定款の変更
- 五 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、〇月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 〇〇名以上〇〇名以内
- 二 監事 〇〇名以内
- 2 理事のうち1名(〇名)を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち〇名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出

席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

第32条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第34条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決議によって選任する。

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般財団法人〇〇会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

設立者 〇〇 〇〇 印

設立者 〇〇 〇〇 印

設立者 〇〇 〇〇 印